

【素案】

第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針
(仮称) 内陸部地域別計画

目次

1 地域別計画策定の背景	1
(1) 策定の背景	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画の目的	
(4) 児童生徒数の見通し	
2 教育環境改善に向けたポイント	2
(1) 複式学級	
(2) 一定程度の規模を確保	
(3) 中学校における免許外指導	
(4) 全市的な教員不足の軽減	
3 対象地区	4
(1) 対象地区	
(2) 選定理由	
4 計画の推進にあたって	5
(1) 検討の考え方	
(2) 学校適正配置案の検討における留意点	
5 対象地区の概況及び対応方針	7
(1) 花見川区北部	
(2) 若葉区東部	
(3) 緑区東部	
6 取組みの進め方	13
7 学校跡施設の利活用	13

1 地域別計画策定の背景

(1) 策定の背景

本市では、市立小中学校における子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図るため、平成30年4月に「第3次千葉市学校適正規模・適正配置実施方針（令和8年3月改訂）」（以下、「第3次実施方針」という。）を策定し、学校適正規模・適正配置に努めてきました。

しかしながら、少子化の進展により、本市の大半の地域において児童生徒数の減少とそれに伴う学校規模の小規模化に歯止めがかかる見込みはありません。その一方で、再開発等により局所的に児童生徒数が急増する地域もあるなど、児童生徒数や学校規模の偏在と、それに伴う諸課題が顕在化しています。

特に本市内陸部には児童生徒数の減少が著しく進んでいる学校が数多くあり、これらの学校ではクラス替えを実施することができない学年単学級はもとより、複式学級が発生している、若しくは発生する見込みがある学校が多く、子ども達の教育環境の改善・確保は喫緊の課題となっています。

しかしながら、内陸部の学校は小規模化が進んでおり近隣校同士の統合では十分な規模の確保が困難なことや、元より通学区域が広いことから統合することにより通学負担が増すことが懸念されるなどの課題があり、全市を対象とした第3次実施方針のみでは対応に苦慮している状況です。

以上のことから、特に児童生徒数の減少が著しい内陸部の教育環境を速やかに改善するとともに、将来にわたって持続可能な教育環境の構築を目指して、学校適正規模・適正配置を重点的かつ迅速に推進するために「(仮称) 内陸部個別計画」を策定しました。

(2) 計画の位置付け

本市の小・中学校の規模の適正化及び適正配置に係る基準及び、基本的な考え方や進め方が示されている第3次実施方針に基づく、対象地区における学校の状況や地域の特性等を踏まえた地域別の推進計画とする。

(3) 計画の目的

「内陸部における持続可能な教育環境の構築」

第3次実施方針の目的は「より良い教育環境の整備と教育の質の充実」であり、本計画も基本的には同様であります。学校の小規模化が著しく進行している、もしくは差し迫っている対象地区の子どもに対して、速やかにより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図ります。加えて、本計画の推進を図り、中長期的に内陸部及び本市の持続可能な教育環境の構築を図ります。

（4）児童生徒数の見通し

本市の児童生徒数推計は、5月1日現在の児童生徒数及び住民基本台帳データを活用し、教育委員会が毎年度、算出している独自推計です。第3次実施方針では、6年後までの推計を活用するとともに、毎年度、最新の情報に更新しています。

2 教育環境改善に向けたポイント

（1）複式学級の発生抑制

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条及び同法施行令第2条の規定により、当該学校の児童生徒の数が著しく少ない場合などにおいて、複数学年の児童生徒を一つの学級に編成する場合の通称です。

小学校では、複数学年で16人（1年生を含む場合は8人）以下の場合に編成される可能性があります。中学校では複数学年で8人以下の場合に編成される可能性があります。

本市では、対象校に対して加配措置等を行うことにより、可能な限り複式解消に努めていますが、講師不足や全市的な教員の配置バランスにより将来にわたり同様の措置が可能とは限りません。

学校規模の改善を図り、複式学級が生じることを抑制することを目指します。

【主な課題】

- ① 教員に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

（2）一定程度の規模を確保

第3次実施方針において望ましい学校規模として、小・中学校とともに12～24学級を適正規模としています。一方で、少子化の進展により小規模校の割合が相対的に高まっている現状を踏まえ、小規模校に関する取組みの優先度において、一定程度確保すべき学校規模を示しています。

第3次実施方針では、優先度Ⅱ以上を確保すべき一定程度の学校規模とし、優先度Ⅰ※の学校規模を生まないように取組みを進めることとしています。

本計画策定期の令和7年度現在で人口約986,000人、市立小中学校の児童生徒約65,000人、小中学校約160校を有する本市においては、適正規模もしくは一定の学校規模・集団規模における教育環境を整えるための選択肢は十分にあると考えます。

学校規模の改善を図り、各学校において中長期的に一定程度の規模を確保することを目指します。

	I	II	III
基準	小:6学級以下(100人未満) 中:5学級以下	小:6~11学級(200人未満) 中:6~8学級	小:6~11学級(200人以上) 中:9~11学級(各学年3学級以上)
対応方針	早期改善(原則、発生抑制)	改善が必要	近隣校の状況等をふまえ検討

※小学校:学年15~20人を想定し、全6学年合計で100人未満を目安

中学校:学年でクラス替えができない単学級が発生

(3) 中学校における免許外指導の解消

教員が特定の教科を担当し、教科の特性を活かした指導形態である教科担任制の中学校において、免許外指導※をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが必要となります。

学級数が少なくなるにつれて、配置される教員数が少なくなることから教科の免許所有者が不足する割合は必然的に高まります。

本市では、小規模校に対して加配措置等を行うことにより、可能な限り免許外指導の解消に努めていますが、小規模校の増加や講師不足の現状を踏まえると解消は難しいのが現状です。

また、免許外指導解消対策のために加配措置等が増えることにより、全市的な教員配置バランスに負荷がかかることも懸念されます。

学校規模の改善を図り、免許外指導の解消・抑制を目指します。

※中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学校部若しくは高等部において、当該学校の普通免許状を有する教員に他の教科を担当させることを特別に認める制度を活用している状況

(4) 全市的な教員不足の軽減

学校規模が小さくなるにつれて児童生徒1人当たりの教員数は多くなることから、数多くの小規模校を維持するには、数多くの教員が必要となります。

一方で、近年、講師のなり手不足が顕著であり、担任が産前産後休暇や育児休業、病気休暇等を取得したことに伴う不足に対しまして、代替職員が配置できない未配置が発生しています。

加えて、教員採用候補者選考における志願者数の減少と倍率の低下は、教育の質や学校運営に影響しかねない喫緊の課題であります。教員採用候補者選考の倍率を高めることで、教育の質の維持、向上を図っていく必要があります。

社会全体で生産年齢人口が減少するとともに労働市場全体で人材獲得競争が激しさを増す中にあっても、本市が求める人材を確保し育成していく必要があります。

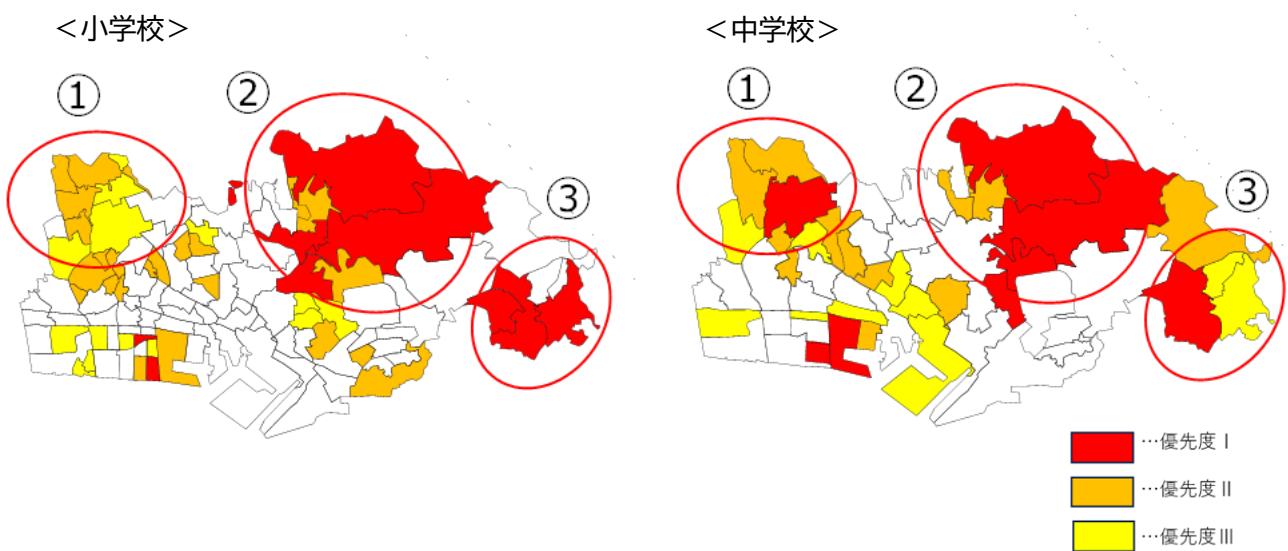
学校規模の改善を図り、職員配置効率を向上させることにより全市的に持続可能な教育環境の構築を目指します。

3 対象地区

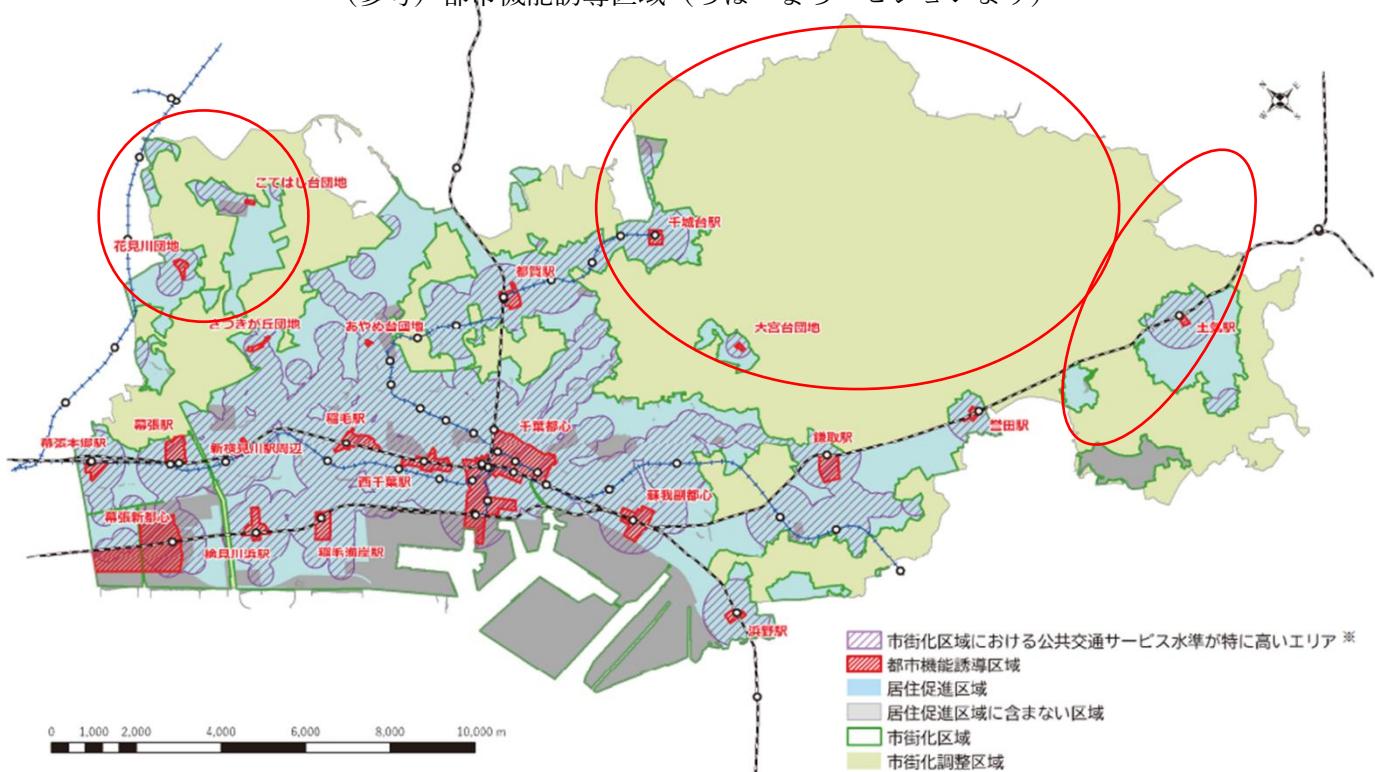
(1) 対象地区

- ① 花見川区北部（花見川・犢橋・こてはし台中学校区）
- ② 若葉区東部（白井・更科・千城台西・大宮・千城台南中学校区）
- ③ 緑区東部（土気・越智中学校区）

図：小・中学校 R13 年度推計値



(参考) 都市機能誘導区域（ちば・まち・ビジョンより）



(2) 選定理由

主に以下の観点から対象地区を選定しました。

- ① 著しく小規模化が進行している優先度Ⅰ・Ⅱの小・中学校が点在していること。
- ② 通学区域に占める市街化調整区域※の割合が高い学校が多く、少子化の進行する中で将来にわたって児童生徒数の増加・維持の可能性は低いこと。
- ③ 通学区域が広いことや学校の沿革などから、市全域とは異なる取組みを要する地域であること。

※市街化を抑制すべき区域。原則として建築行為や開発行為を行うことができない

【参考】本市の小規模校数及び計画域内の学校数(内数) [R13年度推計値]

優先度	小学校 (107)		中学校 (53)	
	全市	計画区域	全市	計画区域
小規模	I	10	6	8
	II	23	7	12
	III	13	1	10
	計	46	14	30
				9

4 計画の推進にあたって

(1) 検討の考え方

対象地区について重点的に学校適正規模・適正配置の取組みを推進します。

検討にあたっては教育委員会の算出する児童生徒数推計はもとより、当市の基本計画やしば・まち・ビジョン※等も考慮し、対象地区及び市全体の持続可能な教育環境の構築を見据えて検討を進めます。

- 本計画では、学校の規模と配置の観点から、対象地区ごとに中長期的な学校数を示します。
- 各地区における具体的な適正配置案は、教育委員会で検討し、各地区へ提案します。
- 適正配置案では、ソフト・ハードの両面から検討を深め、魅力ある学校づくりを提案します。

※本市の都市づくり・まちづくりの基本的な方針を定めたもの [令和5(2023)策定]

(2) 適正配置案の検討における留意点

第一義的には、中長期的に適正規模（中学校においては準適正規模を含む）を確保することを目指します。一方で、全市的な学校配置やまちづくりの方針等も考慮し、中長期的に一定程度の規模を確保することを前提に、適正配置を行うことも検討しま

す。

学校規模の改善を図る最善の手法は統合であり、教育環境の改善には学年単位の集団規模の改善が重要であることから、同一学校種の統合を最優先に検討するとともに、通学区域の調整を組み合わせることで学校や地域の実情を踏まえた最適な方法を検討します。

また、より良い教育環境の整備と教育の質の充実及び中長期的な規模の維持に向けて、次の選択肢も必要に応じて検討します。

① 段階的な統合

- 児童生徒数の推移や学校施設の状況、通学手段の確保など様々な要素を考慮して、中長期的な見通しを持った上で、段階的な統合等を検討します。
- ② 施設一体型小中一貫教育校化（義務教育学校を含む）
 - 小学校・中学校単体では、中長期的に適正規模の維持が困難な場合などには、集団規模を確保する観点から、施設一体型小中一貫教育校化を検討します。
 - 小中一貫教育に係る方針や教育課程については、千葉市小中一貫教育基本方針などで別に検討します。
- ③ 特認校制度※の活用
 - 他の魅力ある学校づくりの方策と併せて、特認校制度※を活用して中長期的に集団規模を補うことを検討します。

※従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認めるもの

④ 通学支援

- 統合により通学の負担が大幅に増す児童生徒に対しては、自転車（中学生のみ）や公共交通機関、スクールバスなどを活用した支援を別に検討します。
- 国の手引きや第3次実施方針では、通学時間の一応の目安を「概ね1時間以内」とされているものの、児童生徒の通学時間は30分以内が望ましいと考えられます。一方で、通学区域が広域となることや通学手段が多様化することを念頭に、適切な支援のもとに大多数の児童生徒が45分以内に通学できるように努めます。

5 対象地区の概況及び対応方針

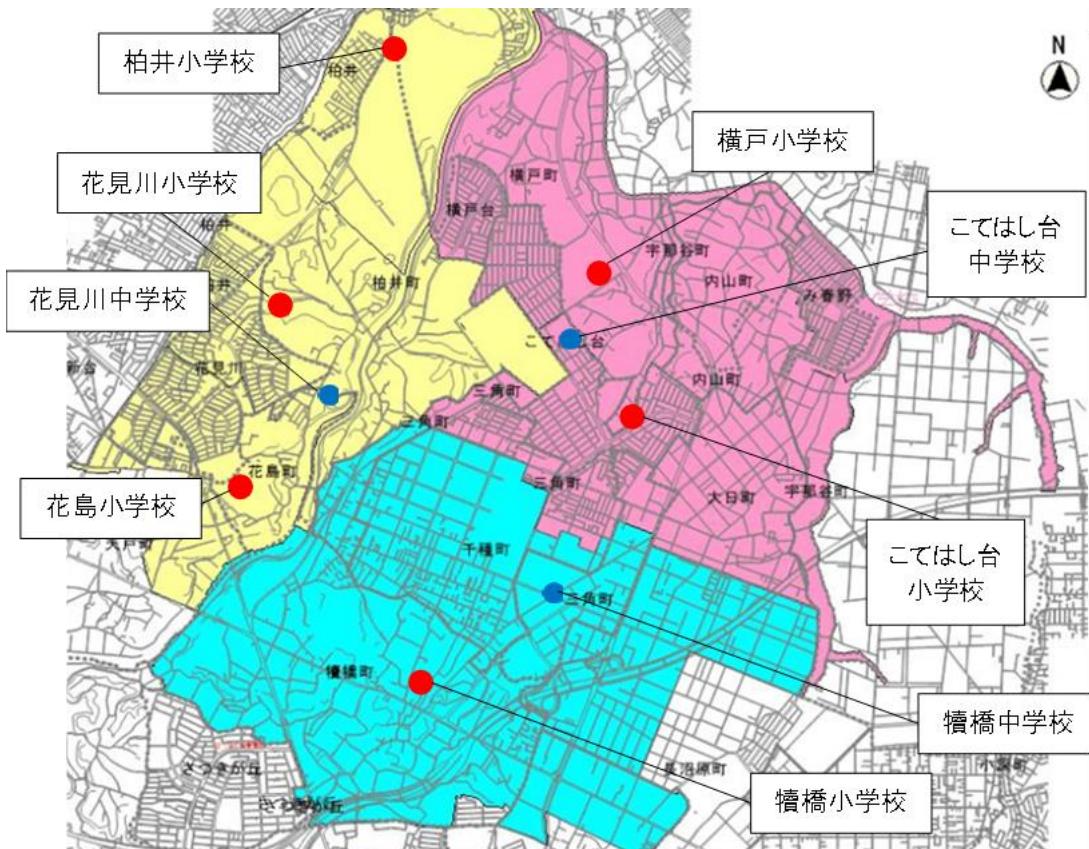
(1) 花見川区北部

花見川・犠橋・こてはし台中学校区

① 学校の位置・学区・施設の状況

学校名	所在地	築年度*
花見川中学校	花見川 6 番 2 号	昭和 43(1968)年度
柏井小学校	柏井 4 丁目 48 番 1 号	昭和 52(1977)年度
花島小学校	花見川 8 番 1 号	昭和 47(1972)年度
花見川小学校	花見川 4 番 1 号	昭和 42(1967)年度
犠橋中学校	犠橋町三角町 656 番地の 2	昭和 38(1963)年度
犠橋小学校	犠橋町 774 番地	昭和 46(1971)年度
こてはし台中学校	こてはし台 5 丁目 15 番 1 号	昭和 46(1971)年度
横戸小学校	横戸町 1005 番地	昭和 45(1970)年度
こてはし台小学校	こてはし台 2 丁目 28 番 1 号	昭和 46(1971)年度

*築年度は、校舎・体育館の各棟のうち、最も古い棟の建築年度を採用



② 児童生徒数・学級数の推移

	R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	児童 生徒数	学級数												
花見川中学校	275	9	260	9	262	9	265	9	248	9	242	9	214	8
柏井小学校	188	7	187	7	172	7	145	6	136	6	119	6	102	6
花島小学校	139	6	139	6	123	6	113	6	110	6	106	6	102	6
花見川小学校	156	6	156	6	155	6	145	6	144	6	134	6	134	6
犠橋中学校	148	6	143	5	132	5	139	6	121	5	117	5	109	4
犠橋小学校	248	11	242	11	235	11	241	11	249	11	241	10	247	11
こてはし台中学校	199	7	190	7	190	7	197	7	203	7	178	6	174	6
横戸小学校	124	6	117	6	120	6	117	6	116	6	115	6	110	6
こてはし台小学校	288	12	296	12	277	12	260	12	250	11	232	10	221	9

③ 対応方針

【規模と配置の観点による学校数】

地区	現在の姿		中長期的な姿
	中	小	
花見川中学校区	1	3	
犠橋中学校区	1	1	
こてはし台中学校区	1	2	



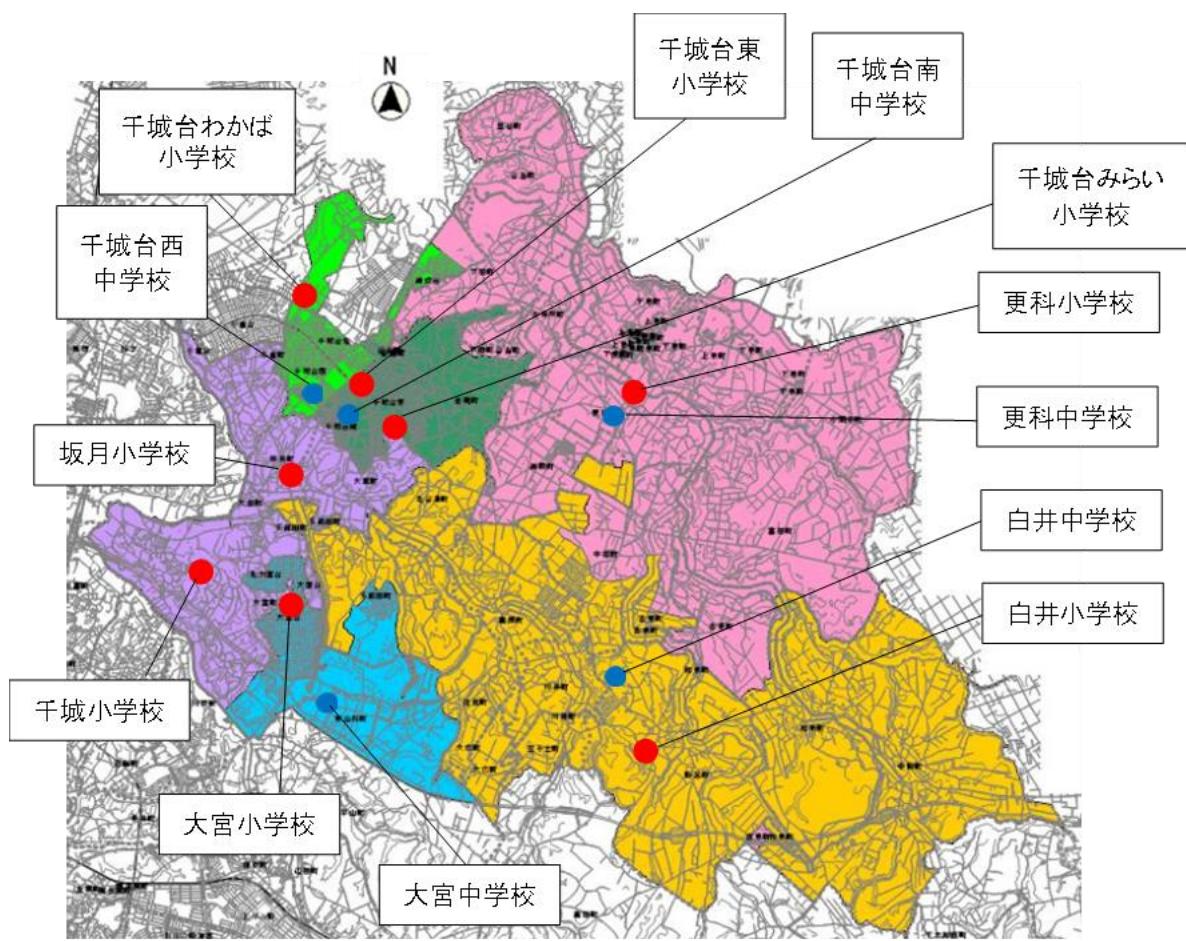
中	小
1	1
1	1

(2) 若葉区東部

白井・更科・千城台西・大宮・千城台南中学校区（一部の周辺校）

① 学校の位置・学区・施設の状況

学校名	所在地	築年度
白井中学校	野呂町 623 番地	昭和 42(1967)年度
白井小学校	野呂町 215 番地	昭和 37(1962)年度
更科中学校	更科町 2112 番地	昭和 38(1963)年度
更科小学校	更科町 2073 番地	昭和 46(1971)年度
千城台西中学校	千城台西 2 丁目 20 番 1 号	昭和 44(1969)年度
千城台わかば小学校	千城台北 1 丁目 4 番 1 号	昭和 44(1969)年度
大宮中学校	大宮町 2077 番地	昭和 47(1972)年度
大宮小学校	大宮町 2082 番地	昭和 47(1972)年度
千城台南中学校	千城台南 1 丁目 20 番 1 号	昭和 49(1974)年度
千城台東小学校	千城台東 1 丁目 15 番 1 号	昭和 47(1972)年度
千城台みらい小学校	千城台東 3 丁目 18 番 1 号	昭和 51(1976)年度
千城小学校	大宮町 2655 番地	昭和 45(1970)年度
坂月小学校	坂月町 298 番地	昭和 47(1972)年度



② 児童生徒数・学級数の推移

	R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	児童生徒数	学級数												
白井中学校	79	3	76	3	63	3	55	3	48	3	52	3	49	3
白井小学校	100	6	87	6	86	6	84	6	78	6	70	6	66	6
更科中学校	20	3	20	3	24	3	20	3	16	3	12	2	12	2
更科小学校	49	5	43	4	39	4	34	3	32	3	30	4	29	4
千城台西中学校	277	9	277	9	250	8	245	8	250	8	251	9	234	8
千城台わかば小学校	378	13	363	12	363	12	363	12	364	13	380	14	372	14
大宮中学校	98	3	102	4	102	4	100	4	84	3	92	4	83	4
大宮小学校	189	7	189	8	192	9	181	9	183	9	165	8	170	8
千城台南中学校	252	9	222	8	202	7	182	6	178	6	176	6	155	6
千城台東小学校	248	11	209	10	201	9	196	9	187	8	186	8	162	7
千城台みらい小学校	194	8	198	8	190	7	183	6	187	6	186	6	180	6
千城小学校	14	3	14	3	12	3	7	3	6	3	5	3	6	3
坂月小学校	114	6	112	6	105	6	112	6	105	6	91	6	91	6

③ 対応方針

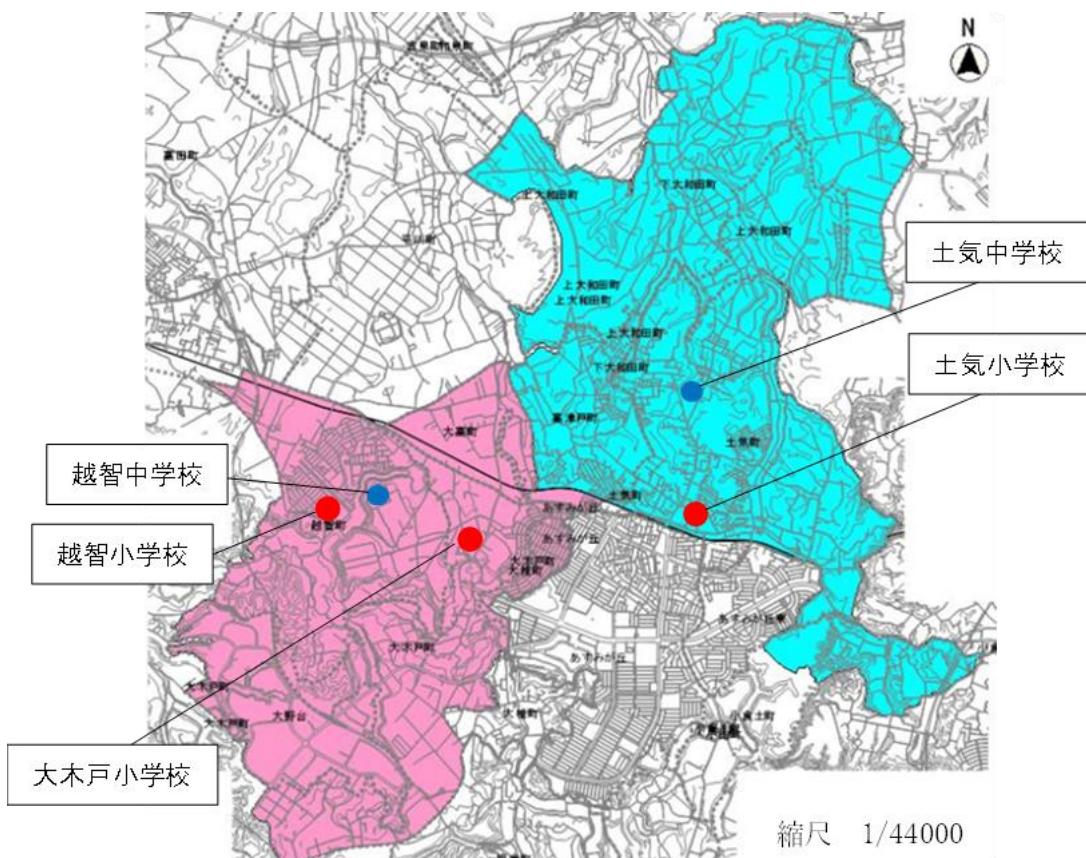
【規模と配置の観点による学校数】

地区	現在の姿		中期的な姿	長期的な姿
	中	小		
白井中学校区	1	1		
更科中学校区	1	1		
千城台西中学校区	1	1		
大宮中学校区	1	1		
千城台南中学校区	1	2		
周辺の一部小学校	—	2		

(3) 緑区東部 土気・越智中学校校区

① 学校の位置・学区・施設の状況

学校名	所在地	築年度
土気中学校	土気町 1400 番地	昭和 38(1963)年度
土気小学校	土気町 1634 番地の 2	昭和 40(1965)年度
越智中学校	越智町 651 番地	昭和 58(1983)年度
大木戸小学校	大木戸町 317 番地	昭和 51(1976)年度
越智小学校	越智町 705 番地の 359	昭和 57(1982)年度



② 児童生徒数・学級数の推移

	R7		R8		R9		R10		R11		R12		R13	
	児童 生徒数	学級数												
土氣中学校	187	6	173	6	165	6	164	6	166	6	157	6	147	6
土氣小学校	312	12	336	12	342	12	348	12	373	13	397	14	392	14
越智中学校	86	3	90	3	84	3	85	3	77	3	75	3	66	3
大木戸小学校	83	6	84	6	80	6	81	6	77	6	76	6	75	6
越智小学校	88	6	75	6	75	6	68	6	61	6	57	5	51	5

③ 対応方針

【規模と配置の観点による学校数】



地区	現在の姿		中長期的な姿	
	中	小	中	小
土氣中学校区	1	1		
越智中学校区	1	2	1	1

6 取組みの進め方

第3次実施方針に取組みの進め方が示されているものの、本計画における対象地区は、対象の学校数が多いことや地域が広域にわたることから、関係者の人数も多くなります。

については、第3次実施方針に示された地元代表協議会を主体とした進め方をベースに、従来の中学校区単位で分科会を設けるなど地区の実情に応じた柔軟な進め方を検討します。

7 学校跡施設の利活用

学校跡施設の利活用については、第3次実施方針に基本的な考え方や進め方の定めがあります。一方で、本計画における対象地区は、学校数が多いことや対象域が広域にわたること、学校を含む公共施設の数が限られていることなど、他の市域とは異なる地域性があります。

については、本計画の推進にあたっては、次のとおり対応することとします。

① 跡施設活用の検討の方向性を提示

学校規模適正・適正配置の取組みでは、検討の方法、統合の組合せ、統合校の設置場所などの具体的な選択肢である学校適正配置（案）を教育委員会から提示することとしています。本計画の対象地区については、学校適正配置（案）と併せて学校跡施設の利活用検討案も提示することとします。

② 学校適正規模・適正配置と跡施設の利活用検討の区別

上記の一方で、著しく小規模化が進行している教育環境を速やかに改善するため、第3次実施方針に定めるとおり、「学校の統合」と「跡施設の利活用」に係る検討は区別することとし、本計画においても同時並行で議論することはしません。